

## 埼玉県訓令第一号

# 訓 令

副知事の担任事務に関する訓令を次のように定める。

本  
地  
域  
機  
関  
府

副知事の担任事務に関する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

### 副知事の担任事務に関する訓令

1 副知事の担任事務は、次のとおりとする。ただし、議会との連絡調整については共同して担任するものとし、全序的に推進する事務等で知事が特に指定するものについては別に定める副知事が担任するものとする。

副知事 奥野立

企画財政部、環境部、福祉部、保健医療部及び農林部の所掌事務に関すること並びに企業局、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会及び監査委員との連絡調整に関すること。

副知事 飯島寛

総務部、県民生活部、危機管理防災部、産業労働部、県土整備部、都市整備部及び会計管理者の所掌事務に関すること並びに病院局、下水道局、人事委員会、労働委員会及び収用委員会との連絡調整に関すること。

2 前項の担任事務について疑義が生じたときは、知事がこれを裁定する。

### 附 則

- 1 この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 副知事の担任事務に関する訓令（平成二十五年埼玉県訓令第二号）は、廃止する。